

令和5年度 第3回羽曳野市障害者施策推進審議会（議事概要）

〔開催日時及び開催場所〕

日時 令和6年2月29日（木）午後1時45分～

場所 羽曳野市役所 別館 2階研修室

〔委員出席者〕

畑会長、淵岡副会長、金銅委員、大井委員、池谷委員、奥野委員、比奈本委員、浦田委員、堀脇委員
石本委員、石橋委員、谷口委員、新開委員、水谷委員、小倉委員

〔会議次第〕

- (1) 保健福祉部長あいさつ
- (2) パブリックコメントの意見と回答について
- (3) 第7期羽曳野市障害福祉計画及び第3期羽曳野市障害児福祉計画【計画案】について
- (4) 答申（案）について
- (5) その他

〔資料〕

次第

配席図

〔資料1〕 羽曳野市障害者施策推進審議会 委員名簿

〔資料2〕 第7期羽曳野市障害福祉計画及び第3期羽曳野市障害児福祉計画【計画案】

〔資料3〕 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律
（令和4年法律第104号）の概要

〔事前資料1〕 「第7期羽曳野市障害福祉計画及び第3期羽曳野市障害児福祉計画素案」についてのパブリック
コメント（意見募集）実施結果

〔事前資料2〕 パブリックコメント実施後の計画素案変更箇所について

〔事前資料3〕 第7期羽曳野市障害福祉計画及び第3期羽曳野市障害児福祉計画の策定について（答申）（案）

〔議事概要〕

1. 保健福祉部長あいさつ

2. 審議

（会長）

本日の議事を始めます。事務局から次第2「パブリックコメントの意見と回答について」、次第3「第7期羽曳野市障害福祉計画及び第3期羽曳野市障害児福祉計画【計画案】について」、次第4「答申（案）について」、それぞれ説明をお願いします。

（事務局）

事前資料1・2・3、資料2に基づいて説明

（会長）

これから委員の皆様からご意見やご質問を頂きますが、この計画案及び答申案について、修正の必要がなければ、この場で計画策定を行うことを了承することになります。また、ご質問・ご意見等を頂いて、修正が必要となった場合には、修正を行った計画案、答申案の確認、また、大阪府との協議の結果、修正が必要となった場合は、日程的に厳しいので、私と副会長に一任いただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

では、ただ今の説明に対して、質問・意見をお願いします。今日の会議が最後の会議になります。この結果で次年度からの障害福祉施策が実施されることになるので、何かあればお願いします。

(委員)

答申案をまとめていただき感謝します。パブリックコメントも踏まえて、反映させた計画案になっていました。就労の機会の確保に関して、66 ページの一般就労への移行や、41 ページ(3)「就労継続支援で働く工賃の増額」等で、必要な支援として、優先発注と記載していただいているが、私は、障害のある人たちが働いている姿を見てもらう場面が必要だと思っているので、市役所の中での実習の場や、掃除の体験などの機会も考えていただきたい。自立支援推進会議の就労支援部会等でも具体的に考えていけたらいいと思っています。

医療的ケアのネットワーク会議を2回開催したが、数年前に比べると具体的になっていて、受け入れを具体的に考える機会ができたと、ありがたく思っている。こども課だけの意見では、どうしても医療的ケアが必要な子どもを中心に支援が行きがちだが、子育て1年目、2年目のお母さんが、医療的ケアの子どもと一緒に向き合っ、親も育っていく視点も必要なので、お母さんの子育ての大変さにもしっかりと寄り添える支援体制が必要だと感じています。

(会長)

就労の機会、優先して発注するとか、そこを実際見てもらうことで、市役所や事業所の協力を得て、実習の場を提供してもらえるように働き掛けていただきたいし、市としては積極的にそういう場を作ることで、一般の方にも見ていただける、そういう体験もできるということに関するご提案だった。もう1つは、医療的ケア児のネットワーク会議が、いい形で進んでいるということだが、その中で、こども課の子ども中心の支援だけではなく、親への支援も重要な視点なので、併せて押さえてほしいという意見だった。他に追加の意見があればお願いします。

(委員)

医療的ケア児について、羽曳野市はこれからどういうふうに支えていくかというところで、ネットワーク会議を行っている。今までであれば、個々人で考えていたが、それではいけないということで、今年度からこども保育課や教育委員会も交えて、どのように支えていったらいいのかという協議を行ってきたので、教育分野と連携した取組ができてきたと思う。ただ、そこで終わるのではなく、これからはドクターも巻き込みながら、医療的ケア児を支えていく取組を考えていきたいと考えているので、また報告できたらと思います。

(会長)

その他にありませんか。

パブリックコメントの2番で、事業所開設にあたって、羽曳野市の支給が細かいため、受け入れを躊躇するということがあったが、この意味がよく理解できなかった。それを教えてください。

(事務局)

おそらく、支給決定の中身で、事業所と契約するに当たって、例えば100時間決定して、そのうち、何時間契約するのかとか、細かく指示を受けたことが過去にあったというような話を聞いたことがあるので、そういうことではないかと思っています。

(会長)

それは実際に支障になっているのですか。

(事務局)

それは以前の話だと思いますが、それをまだ引きずっているのではないのでしょうか。

(委員)

以前の話だと思います。計画相談事業所は、羽曳野市が指定する権限を持っているので、事業者が羽曳野市と指定申請の話を進めていったが、かなりチェックが細かいので、富田林市で申請したとか、たぶん、そのことだと思います。今は、障害福祉課ではなく、福祉指導課の管轄になっているので、そこは改善されています。

(会長)

今は改善されているということだが、事業所を申請される方と市の話し合い、コミュニケーションがどれだけできているかということが、その後の苦情とか、そういう不安感を解決していく材料となるので、そういうことがあった場合は、十分に話を聞いて、市としても誠実に受け止めて対応していただければと思います。それ以外にありませんか。では、今のところで、答申案のほうに市の取組の内容が含まれていると考えるのか、ある程度、入ったほうがいいのかについては、私と副会長で相談させていただきます。では、次第5「その他」に移ります。事務局からその他について何かありますか。

(事務局)

資料3に基づき、障害者総合支援法の一部改正について報告
審議会委員の任期について説明

(会長)

その他の件について、委員から何かありますか。私から一言だけ、新たな委員に替わる場合もあると思いますが、この計画はこれからがスタートで、どう作ってきたかということに関して、どれくらい知っているかが重要なので、引き継ぐ場合は、きちんと事業所内での共有と、次の人につないでいく、次の人を育てていくという、これは行政も含めてだが、きちんと継続されて育てられていくことが重要だと思うので、その辺もしっかり押さえていただきたいと思います。
それでは、案件は全て終了したので、進行を事務局へお返します。

(事務局)

ご審議いただきありがとうございました。ここで皆様にお知らせいたします。この度、長年にわたり障害者施策推進審議会の会長を務めていただき、羽曳野市の障害福祉施策並びに市政全般についてご指導いただきました、畑会長が、3月末をもって退任されることとなりました。畑会長、ここで一言ご挨拶をお願いします。

(会長)

長い間、お世話になりました。羽曳野市の障害者施策に関わらせていただいて、現場で力を尽くされている方々や関係者の皆様からいろいろな話を聞くことができ、多くのことを学ばせていただきました。本当にありがとうございます。私の立場上、どうしても理念的なことを中心に申し上げてきたと思っています。ただ、計画を絵に描いた餅ではなく、本当に実質的に進めていくためには、それがきちんと計画と対応して、計画をベースに進めることが意味あるものとして、時には理念的なところ、基本的な理念に立ち返っていくことが、すごく重要だと考えているので、その点をお願いしたいです。障害福祉の現場では、仕事に就く方がなかなか増えないことが非常に大きな課題になっています。それも含めて、さまざまご苦労されているとは思いますが、基本的な理念に立ち返りながら、羽曳野市のより良い障害福祉施策と結びつけていっていただきたいと切に願っています。私は、今年度末で四天王寺大学を完全に卒業させていただく形になりましたが、後任についてはまた、四天王寺大学の教員が協力させていただけることになっているので、よろしくをお願いします。

3. 障害福祉課長あいさつ

〔閉会〕